慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	異本節倹略
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.3 (1919. 3) ,p.399(123)- 422(146)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

於ける土地の利用が此租税に依りて常に必ずし於ける土地の利用が此租税に依りて常に必ずしを開い就では、大に手心を加ふる必要はあるが、課に就では、大に手心を加ふる必要はあるが、

勿論、他國に對して巨額の債務を負へる國の 事情は之とは大に異なる。如何となれば、外債 貨物を獲得することに為るのであるが、之を償 貨物を獲得することに為るのであるが、之を償 がする際には、同量の貨物を失ふことになる。 知する際には、同量の貨物を失ふことになる。外 で受けし貧國は、職後に於て、利排に困難を感 を受けし貧國は、職後に於て、利排に困難を感 がるであらう。

産業の復興に必要なる器械並に原料の購入費を此等の國に於ては、外債の始末を付け、且つ

改善せられ、收支相償ふ樣になれば、 からである。 ても、 權者に對する元利支拂の見込が多少確實となる なれば、若し此新資本の投入に依りて、 為め自己の権利を侵害せらる、舊債權者に依り と爲すものである。 道を改良する爲めに必要なる資本の關達を目的 破産鐵道會肚の管財人が發行する此手形は其鐵 のを發行するの必要を生ずるやも測られない。 の債務に對して優先權を有する債券に類するも 管財人が發行する手形、即ち共會社の他の總て 調達する為めに、鐵道會社が破産せる場合に用 れない。例へは此等の債務國は、破産鐵道會社の ひらる、救濟策を援用するの必要があるかも知 一般に歓迎せらるくを常とする。 此種の債券の發行は、 此等舊債 鐡道が 如何と 之が

異本節儉咖

國乾

、 緒 言

の第二十四卷に余が郷里の學者樋口世禎の著 らんとするその抱負は遺憾なく實現せられてゐ 大魔事たるを失はない。 誠に維新以前に於ける日本經濟思想の總記錄た 徳川時代に現れたる經濟學者の著書を網羅し 七の多さに達し、 三十有六その收録する處の書籍は實に三百四十 ありて特筆すべる一大産物たるを失はぬ 瀧本博士の功績を表彰せられたるは質に獨り 士の為めのみならず、 昨年帝國學士院 本經濟叢書は質に於ても量に於ても近年 始んざあらゆる方面に沙り 而して此名譽ある叢書 亦我學界の爲めに 叢書を推賞し、 編者た 8 全卷

者の遺靈に敬 き一大不幸である。 るに存するのである。是獨り博士の爲めに悲む 容せられたる節儉略の底本たる藤田氏の寫本は 『節儉略』が博 對校すべきものなくして著者の眞意を明確に了 へきのみならず、原著者の爲めにも亦悲しむべ 四士をして往々誤寫若くは不明の所あり、 特に感謝措く能はざる處である。 ものとして廣く江湖に紹介せられたるは吾人の 或は常時の學者として珍らしき所論をなした 對核に資すべきものを得むとしたる努力は は博士に對 し難き所なきにあらずとの嘆弊を發せしめた 特更異常の興味を喚起せしめたるはこゝに收 且私緣に繫る余が淺才を顧みず、自ら異本 仰の意を表せん為 して感謝の意を表し、又一には著 士に依て堂を經國の要議を痛論 此處に著者と郷里を同じう めに外ならな 乍併此 の叢書 他に

第士三卷

(三九九)

世旗の事蹟

銃卒の長となり、翌七年(一七八七)納戸役に轉 明六年(一七八六)年に至り、再び舉用せられて 六九)十七歳の時、前て出仕し、吉川經倫の近習 と爲り、後、官を僻して尾津村に退居し、更に天 三の世禎傳記にも何等明文存せざるを以て信憑 寶暦三年(一七五三)なるが如し。明和六年(一七 するに足る明確なる瞪左あらざるも、察するに の出生年月に就ては岩國歳事記(今田氏所有吉 家督を相續した。家格は大組、祿高は百七石五斗 **御門喜之の養嗣でなつて其女を嫁り、安永三年** (子爵家保管)にも何等敍述する處なく、其外二 、升で其屋敷は横山白山小路の西に在つた。 衛門道堅の次子であつたが、同藩の樋口助右 機齋とも號した。質は周防岩國の藩士吉田宗 を崩蜒又は滄浪軒と称へ、 樋口 世頑は字を祥郷、通称を祥左衛門と云ひ 老年に及んで更に

> 内政外交の要衝に當り、精励格勤專ら藩政の改 寛政二年(一七九〇)には裏判の職を爺ね、 革刷新に努力するに至った。 更に翌八年(一七八八)には御用人と爲り、 追々

吾人の眼前に彷彿ならしむるものがある。曰く、 ける彼の日常苦心の消息を遺憾なく寫し出して 事に没頭し、後年に於て其偉業を完成すべき基 に掲げたる南方一枝氏の傳記の一節は當時に於 礎は質に當時業に建設せられたものである。 苦勉勵の歴史にして、 憑几披卷至暮始止乃舉其疑案遠就其師家而質 先生初在雄津日專將心干學日夜不怠每朝早起 狼藉成堆以激先生先生歸一無怒色徐起一々收 **妬之比先生歸箱中之衣裳蠹出而展之鳥兀之側** 焉一日不廢也內人怪其至暮必出夜深而歸心誤 彼が尾津村に退いた閑居敷年間の生活は皆刻 箱中云 彼はこの間、終始能く 次

質焉」 の数ふる處なるが、 云ふ閲歴を有せざる上、「擧其疑案遠就其師家而 世禎は何の地に遊び、何の師に教を受けたりと 自ら一派の實學を完成せしめ得たのである。 の閑居敷年は彼をして専心和漢の書籍を耽讀せ 修の人にあらざるかを忍ばしめる。遮茣尾津村 じて、能く變通する質學を主としたる點にある。 に後年世禎が表したる絶大なる抱負で經綸とは 岩國歷史(佐伯惟譽氏譜演筆記吉川子館家所藏) 偏したる訓話の徒に非ずして時に當り、 此既時疾くその萠芽を培れたのである。 め、質疑起る毎に夜々同藩諸大家の門を叩き、 は却て不屈不撓日夜刻苦精勵せる獨學自 は好むで徂徠派の書籍を愛讀したりとは 彼の面目は寧ろ一派一學に 物に應

の施設の主なるものを見るに、 次に彼が廟堂にありて為したる財政及び産業 努め、藩庫を充實し、諸般の資金を調達せし (図〇]) 鋭意財政の整 異本節儉格

> 度を採用して好成績を得た。此時の新藩札は「信 五年(一七九三)現錢準備に依り紙幣發行の新制 裏面に諸法規を印刷し、 維持し、流通圓滑なるを得たるが如きは會々彼 以行之」或は「不誠無物」の刻印を表面に捺し、其 新し、現在する尾津、中津、向、 紙製蠟の業を勸め、綿作紡績の奬勵を行ひ、 の工を起し、水利を計りて新田の改發に盡し、製 此を殖産工業の振興の資に充て、 を窺ふに足るものがある。斯くて得たる資金は が貨幣に關する一隻限を有し、造詣超凡なりし て藩政疲弊し、財政不如意の際も其價格信用を むるがために、先第一に貨幣改革に着手し寛政 に於ける新田は皆此頃の起工にして、 上下節儉の美風を涵養して大に國内の面目を を開くや、 水利の疏通に便せるが如き、或は新港 **阪光寺の傍に堀割を作り、** 収扱を厳にしたるを以 今津等の諸村 以て新に埋立 叉 ----

三五

である。
るが如き、多くは彼の發意考案に出でたるもの
波堤を築きて諸國船舶の入津を容易ならしめた

二篇の著述は彼が至誠憂國の赤心を披瀝せるも 抱負經綸は文化二年(一八〇五)乙丑春正月節儉 へられ 策せんとするものと云ひ、或は久しく役局に處 して素志行れ難く、失意の裡に僻せるものと傳 暫く暇を求め、專心研鑚し國家百年の遠謀を遺 となりしに就き、時人深く此を疑問とし、或は 漸く四十九なるに、 職し退くに當り役功に依て二十五石の増祿を受 元御仕置方と為り、寛政十 期待に報ゆる處があつた。胸中深く蘊蓄する 寛政九年(一七九七)御用人を醉し、 野に下りて閑散の身と爲つた。 水略の完成となつて現れた。實に此の 果然彼の閑居は空しからずして人々 早くも斯く関地に就き非役 一年(一七九九)迄在 世禎尚年齒 同年御藏

贈つた。

び乞ひて復許されず、 言及するや、 獎勵、節儉の勵行等百方改革の質を舉げ野に下 仕を乞ひしも許されず、 後するや、 開陳するに及んだのである。故にその積弊を摘 亡すべき危機に逢着した。世禎此の時に生を享 け、家老香川舎人の下に専ら財政の整理、産業の 斯くて歴代此運動の爲めに費す金品倍多さを加 土木建築を事とし、 次で文化十年(一八一三)冬召されて萩の館司 第十三卷 、吉川經倫毫も藩庫を顧慮する處なく、盛に 節儉略一篇の執筆上書をなして其抱負を 今にして断乎たる革正に出でずんば滅 其年中風症を病み、翌年歸國の上、致 遂に兩藩の確執反目を醸すに至った。 毫も假借する處なく、 能く管肯に當れるを思はしめる。 (EOM) 茲に内外爾危急逼迫の勢を 十四年(一八一七)三度 十三年 (一八一六) 再 鴻圖の施設に

> 給した新田水利築港の恩惠と、彼の著書の興へ 的に頗る不倖であつた。また其政治的生命も長 六十有六、岩國錦見妙覺院の後岡先瑩の次に葬 秋風蕭々たる時、 り諡して「滄浪軒釋白鷗栗順居士」と称へた。 弦に彼は餘生を平和の裡に送るべき身となり く且つ多幸なりして云ひ得ないが、 し刺戟は養老館の開講と義濟堂の設立とにより 書を賜ひて其功勞を賞し、廩米十五苞を賜り、 乞ひて始 彼には三男三女があつたが多く天析し、家庭 幾許もなく、 めて許され、 文政元年(一八一八)十月十日 病を以て溘然長逝した。 僻するに當 彼が郷黛に 享年

の具に供せられ、次で吉川廣達直接運動を開始事和三年(一八〇三)十二月防藝御境掛となる。 (世禎には常之助泰藏等の幼名もある。

ある。

永久に後世の人々を裨益啓發して息まないので

第三號 一二七

といふ一説もある 司に任ぜられたるは文化十一年(一八一四) 1も今暫く其儘に記して置く。 の説もある。 此は寛政三年の誤傳と信せら 又晩年萩の

三、異本の解説

路及理水略は左の六種である。 本論文の執筆に當りて吾人の見るを得たる節

せられたるものなれば今暫く措さい 斡旋の下に藤田燕氏所藏の寫本に據つて、 る節儉略は其解説に示されたる如く、 五、寫 六、寫 四、寫 三、控 二、稿 一、日本經 濟叢書 本經濟叢書第二十四卷に收められた 節儉略 節儉略 **迎水略** 節儉略 節儉略 男餌吉川重國氏所 子爾吉川元光氏所藏 慶應義塾圖書館所 與太郎氏所嚴 與太郎氏所藏 與太郎氏所嚴 其他の物の 河上博士 採錄

> \する

斯る異同の發生せる所以は一に全く の異同の存するを見ることである。 略との間に五六行或は拾敷行に亘りて全部多大 興味深きは此稿本と他の寫本或は叢書中の節儉 完成せる控と云ふべきである。 を通じて僅少の部面に局限せられあるを以て、 るものあり 又續篇には「節儉略末」「滄浪軒樋口祥左衞門上」 と認めあり。 に訂正推稿の跡を存し、 其表紙に「節儉略本上」「滄浪軒樋口祥左衛門奉」 同其物に就ては後段の對棱に於て明かなるが むる點あるも、 樋口氏所廢稿本節儉略は二冊より成り、 に係る節儉略別個に存在 7 此節儉略には上下兩卷を通じ各所 未成品の草稿に非ざるやを感せ **尚此等訂正添削の個所は全體** 執筆當時の苦心歴々た 而して爰に最も 此稿本以外 するに歸 此興味多き

するも 認容す可き所なりと信じてゐる。 建議せらたりてふ事情に想到したる者の容易 するを得ざる今日に於ては、單に吾人 肌に過ぎざるべきも、 のと確信する。 尤も 一度節儉略は藩公に上 0) 存 一個の

せら **裔樋口與太郎氏の尺牘は物語つてゐる。** 類と理水略の控とがあるけれども、是等の助に 判斷に資するには書幅と御物定及境目川の書 モ右ノ次第ニテ除之ナキハ遺憾ニ不堪」 モノ今日其儘保存ナレバ御用立滿足ヲ與フ可 一感のところなるが殘念乍ら「同人ノ手ニ成リ 記類又は往復書牘の必要を希望するは何人も この稿本は果して世禎自身の筆になり や否やに就て有力なる擧瞪材料として彼の 且つ節儉略に在來廣く一般に流布 吾人はこの稿本が正統の後裔の その自筆に成りし事疑 只筆蹟 しもの ど後

> 除地存せずとせられ 原豐氏の説に賛成するものである たる子館吉川

思ひ佗び書壺したる筆の海

漕き渡る人のありやなし

悉く其洞察に遠はず、 彼は九泉の下に會心の笑を禁じ得ざるものが 筆を揮ひて主張せる築堤開堰新田埋立港灣經營 胸中を彷彿たらしむるものがある。 筆に委し、 る胸中感慨の一節である。満腔の經綸を一管の ての一首に世禎が擱筆に當りて卷末に記した 殷盛の村落河港を形成したる今日に於て 實現の日を百年の後に求めたる彼の 桑稻繁茂の肥沃の地を出 彼が椽大の

を本型水路 本型水路

瀧本博士も樋口與太郎氏も承認せらるゝ處であ る 耐には節儉 其内にて唯一つ理水略のみが分別してゐ 略の外に敷種の著書がある事は

るは同氏が分家より出でて世禎の出でたる本家 の手懸さへ見出し得ない。 遺憾ニ思フト常ニ申居候ヲ記憶致候」とあり些 ガ他ニ貨シ其儘紛失セシモ 著理水略其他有之シ由ナレ れた樋口與太郎氏の囘答は「(前略)外ニ同人ノ との外に如何なる著書が存したかは、 於て叙述して居られる。 るに過ぎない 相續せられたる關係に基くのである。 知るを欲する所であるが 理水 略に就て瀧本博士は「著す所本書の外理 ありと云ふ」の言を節儉略解題に のは誠に殘念の至である。 世前に節倹略と理水略 ド小生幼年ノ頃養父 尚囘答中に養父とあ ノカ窓ニ返ラザルヲ 此に關して寄せら 吾人の深

は無效に終つた。
も吾人が探究を試みたる範圍に於てはその發見り、控本ならざる理水略の存在を暗示し居れどの、控本ならざる理水略の存在を暗示し居れど

潟本も吉川子餌の寫本と共に節儉略に添加の形 式を明示して居ることに據ても 本理水略が全然別冊を爲せる外に、 を形成せるは世禎自筆になる稿本節儉略と、 の本は水 過せるに基くものであらう。夫は兎に角「夫經濟 部分である。 四卷第五一二頁一一行)以下が理水略に屬する 本が恐らく此間の消息に就て顧慮を費さず、 本たる藤田氏寫本を見たる事なさも、 區分的収扱が行れて居ない。 此に附録せられたる理水略との間に何等特 瀧本博士の日本經濟叢書にありては 土を平げ・・・・・・(日本經濟叢書第二十 理水略は節倹略より獨立して一篙 吾人は同叢書の底 明瞭に窺知 川子館 此は該寫 節儉 ·gh 殊の 0

寫本 節儉略

|| 一種 | の印章がある。念佛菴は品川子館京都の別種口氏所藏の此の寫本には開卷第一頁に「念

野にして双子の別號であると云ふことである。 の、記念として樋口氏に寄贈せられたるもの で係る。 で係る。 をは子が背で節倹略を得、一讀推 で係る。

この寫本の底本は何れにありや。その穿鑿は この寫本の底本は何れにありや。その穿鑿は 関る興味に富める問題なるが、稿本節儉略より は 製味に富める問題なるが、稿本節儉略より 自筆或は他の寫本なるが如し。何となれば樋口 氏より底本を得て出來せるこの品川子館寫本と 性前の獻本を基礎としたりと推斷し得る吉川子館所藏の寫本との間に斯る類似共通の關係を見 間すは、前述せる稿本節儉略の外に恐らく世前 自身の筆に成りしと思惟せらるゝ二個の節儉略 の存在を暗示すと結論するも、敢て無稽の説でとはあるまい。

第十三卷 (四〇七) 雜 錄 異本節儉格

撃ありとして傳へられしは質は五部の寫本を子 餌知己の間に贈 しめられ る。 の如き三字が墨黑々と認められてあることであ ざるものは品川子館寫本の表紙に「共五冊」と謎 の目に入り 『品川子ノ出版ハ僅々敷部ニテ 其内薨去セラシ 此問題に關聯 問題に對し第一の疑問とする處である。 と囘答あり 博士と同じく捜索を試みたるが 放中絶セシト あらざりし事情に鑑みるに節儉略數部出版の の寫本が し節儉略其他世順の著作を全部五冊に寫本せ 兹に五冊とは何を偶意するものであらう。 たりとせば、 同じく樋口氏に寄贈あるべきを、此 たることなし。これ品川子館出版の て出版せられたる節像略は全然同氏 して吾人の好奇心を喚起して已ま 與せられしにはあらざるか 版の節儉略に就ては吾人 (中略) 小生モ承 節儉略本末二冊以外に三 樋口與太郎氏は 知致サズ候し 而して も瀧

第三號

720

にて中絶せ 據の上に立 論以 P 上は吾人一個の臆測にして何等確乎たる論 節倹略のない處である。 しや或は寫本の分配を意味するもの ちし説にあらざれば出版は計畫のみ

以外に節倹略の登載なく、 新寫本の底本に就て井原氏は同家書庫目録に是 舊藩公吉川子舒家所藏の寫本は世禎の筆に成れ るものならんと大なる期待を有したるが、 开原豐氏が態々郷里の本邸より取寄せられたる を不顧・・・・恐惶謹言」の一句に讀み及ばざる者 と雖も、容易に知悉し得る處である。是に於て乎 せられたるが、這般の事情は末尾の「過言不敬 **筺中に埋没し居るやも** 人の豫期に反するものが多かつた。 のは最近放人となりし森脇某の淨書する處で 節儉略は文化十年に加筆の上時の藩公に建白 計られずと説明せられ 或は未整理に属する 而して此 同家

> 家寫本に就ては十分研究するを得ざりし事を遺 遺憾は多大であつた。 憾とする。 所に十分の資料を見出すこと能はざ 最近のものである。 のは子質家本より轉寫したるものにして、 他種の節儉略 の寫本即ち男符吉 必ず存在す可く豫期したる 且つ事情ありて吉川男爵 川家所藏のも りし吾人の 是叉

異本の對校

本の比較研究は吾人に殊に與へられた便命なる 比較的便宜の地位にあるとを考ふる時は、 而して吾人が此兩博士の言と異本の捜索に sn, するを頗る殘念なりと云はれたとの事である。 あるも 本たる寫本に往々誤寫脫字の存するを遺憾とせ 曩に瀧本博士は經濟叢書 又近くは河上博士も同じく節儉略 のを見て叢書中の節儉略が全然此を欠缺 の編纂に 際して其底 の註釋

真意を明瞭にする處があれば本懐の至で 得る處ではない。 未だ學途年にある吾人の到底容易に完成成 かの感がある。 ることにする。 品川子館寫本を念、吉川子館寫本を子と略記 注意。 し頁數行數は專ら經濟叢書に因て此を指示す 對校に際しては世禎稿本を世、 **作併元來此の業たるや淺才徹力** 只是に 由つて些年らも世前の ある。

三九九 一○ 「一、元祿享保の頃」 前行に続きて「元禄享保 異本に於ける本文

== 「頽更足輕以下庶人は堅く無御座俠」

「明本し」

「率先し」世子念

獨更無御座候」世、子、念

四〇一 「先人々道を被爲執行」

先聖先師を祭り登老序蘭

弟臣人の道な被為執行一 之法を設けて人主自ら子

第十三卷 (四〇九) 異本質餘略

> 四〇七 四四〇六 四〇八 四〇四三 六 六 六 四 「御天機」 「御條相 「の爲御念候は 「不義」 「御仕置 「得瑠璃三味線等以」 「御決定」世子念 「御天職」世子念 御條月二子念 外儀」世子念 「仕退」世子念 **陸侯士大夫之言行貞固に** して二世子念 失の間にて可野事に無御 「浄瑠璃三味線祭は士大 (以下同

三五 「ヨか寺」 「一二ヶ寺」世子念 「被爲入御念候は」世子 念

「御手向」 「御年回」世子念

後半にあたり左の註釋あり。 世子念

候事宗廟を御建被成候へば格別に御持佛に不及御觀念 幅の御掛物にして御参府の時は御持参被遊候由に御座 は御掛字にて相弾可中候ア 御本家には御持佛さ中義無之御先祖標御法號は一

四二二 、此處にて御家體地に將軍家御代に御公勤の大概第 御本家御分園の大意古代御三家へ御遺戒の筋相等御 中程にたあり左の註釋あり。世子念

一口事

「至る事」世子念

(四二〇) 雜 鐮 異本節儉略

歲於閒堂御拜見被仰付度候」 家人一致の服膺相成候様に盟約の御書付被仰付候で毎

二「御近習を以」 「同日に御領內生 土の 神

近智を以上世子念 社へ同様に御祈願被遊御

四 Ti. 「諸家と中ても御開祿(?)の御内取さへ(?)御辨相なら は御引合に雛相成候」世 本頁の始めにあたり世には左の註釋あり

四 「定難」 「人々五巌」 「定規」世子念 「人の五巖を備侯如く」世子念

初行にあたり左の註釋あり。世子念

の御天職を奉補候様に墨館へも其規則を被仰田幼より 其任に常り候数示仕候御取扱に御座候へば此官 約を勤め公務專一に相勤候心得に決定仕候又此元は武 「國家の政事は民に父母たる御天職に御座候へば分職の 人迄も厚きに歸するの心底に反求仕り私を捨て策く習 上の御孝徳に御座族へば其至徳な感戴仕り附屬の小役主意を書達被仰付族へば重く御祖法を被爲守候處則御 頭人へ各々御直に委任の御意被遊屬役の面々へも其御 の職事に當候如く諸役の最條を立於廟堂御取計被仰付 界無之て不相灣候事に御座候へは周官の六徳を以六官 御役配肝要の御公勤に相當候然に人柄其任に堪候御選 の成立其向~~の才徳を見立専門に官材を仕立御上

第三號 二三四

候 可申候學問と申穣ても此外道德の目常無之儀と奉存

四四九八 十三行目あたりに左の註釋あり。世子念 ----「悪を論じて」 「諸藝口口の事を」 「義を論じて」 「諸藝の事を」世子念

「一、御本家には御目付の外に御直目付有之其下に襄付 御詮議被成度候」 否も委じく可有之哉何程御節儉とても賞罰は御手厚に 役にして被仰付置候て内外御照し被成候へば考課の實 に不被仰候とも此御設けは御側向の正敷人物を御撰加 足輕目付も有之內外順し合て御間立有之樣に相見格別

四三〇 H 一行目あたりに左の註釋あり。世子念 「御用途の儀は」 「御間に塗候職は」世子念

「一、近世御箇條は御一職切に改り候得共是節制不立 色改り候を見て岩園も武備衰候ご評別仕候山扨々御外 益の費に御座倭彦根などの法は古今相貫き既に水色股 無之樣永久中庸の御定被仰出度候別て御上下の旅裝御 以其物通り應分の覺悟仕只體儀の繁簡物の精粗は其者の覺悟相成候樣衣食住武具馬具等の制上中下の規則を 引に黄皮の引はだ錼は上下相貫候制度にて以前股引 **供立等時々御差嗣有之候ては全く御武備の瀕みにて無** 其時の貧富を以此顧者より差闘被仰付毎々御制度の攺 元に御座候へば御家人階段御改有之其一階々々に永久

開無是非事に候美麗の出立は却て武の恥辱に 可相當候

四三三 三行目あたりに左の註釋あり。

悟も可仕候只今の通りにては文武共皆噂事に御座候て 料の御具足御采配等かし御床へ被差出御流頂戦の時に御客御家中の子供迄も拜見被差免度又御具足説の時に御召 ては殺を省き用具を覺悟仕候風俗に押移り可申と存候 成事に候ケ様の係は物敷奇の様に候へ共御取扱次第に の祿役と存候はゞ其品に善惡には不拘用便調度は可相 座候當時何程困究さても是等の儀は心懸次第にて相應 家老を始重役の面々各經義一條宛得意の章を讀經被仰 一向事質に不亘不覺悟を常と仕候は扨々無是非事に御 各着具仕頂載仕候様に被仰付候はと武具馬具相應に覺 ても代聚被差兎馬場にては御吉例御旗御馬印等被差出 を も被遊御覽度本人病氣に候はと子孫又は明友の内に 付度又馬特の面々は御栗初の日名々栗馬を勢溜りへ引 御讀初は無御座候是君臣修徳の本に可有御座候へば御 然は先正月御事始に連歌の御會始は御座候へ共經書の 雛相立法度號令のみにては直身(?)の人柄出來不申候 し入御覽御好にても有之候はゞ馬楊へ御供仕り乘前 國家の仕置は政教一致の御取計ならでは物事運行 「御番入被仰付」「御番入被仰付獺考課の法を

> O 「重任の選擧有之間敷事に候」

擧て應身の御用被仰付」

111

同

「重任の選舉有御座間敷事に 戦國の餘智にて聖代人撰の 候器量發明を以入を擧候は

法言に背も一

四二五

「吉敷」

「苦處」世子念

ħ

「忠謀の選無之」

「思謀の毀無之にはあらで」

世子念

四二六

「節儀は脇に成利妙ならぬ義は」

「節義は脇に成利勘の働な忠 勤さ相心得候風俗にて學問 諸藝も利勘ならぬ義は」 世

一行目あたりに次の註釋あり。 他子念

仕ては御政務御手瀬に御座候」。 るの弊有之政敬純一に無之さ相見諸生の成立は一致不 此條後世の學問は學派區々にて取捨各宜を異にす

四三四 四行目あたりに次の註釋あり。世子念

候是則先王の法言にあらず理を以推、臆を以度らば其「一、理法權の凱繆書には見常無之素書に出候様に相見 「一、理法權の説經書には見當無之素書に出侯様に 人の器量限りにて則人心惟危の場にては無御座哉可恐

第三號 二三五

雜 餘

殿にして其勢才たるものを

(四二)

第十三卷

四三八 I. 九 「諸勤口」

「應變の取計 ひ相 成候様覺悟不仕て」 **一諸所勤控」世千念**

四四六 四四五

「配卒して」 「御説の言行」

配下

配下を引卒してデ

「於他の言行」世子

又は少々の新開等被仰付候へば其卵や順候」

一三六

「臨戀の取計不相成候へは節

の取計相成候様に覺悟不仕制教喩無備候て何時も應變

「一、治世にては失火急變の析駈出しの御手當有之し

行目あたりに左の註釋あり。

備の一端に候へば常々諸組の御手當嚴重に被仰付一番

「勿論廢家の站女等」 て」世子念

度候勿論嚴家の婦女等」世都喪祭の料をも相應に被下て又功勞有之ものへは死去の

手當も特前に無之て相濟候」 筋の御奉公仕候道理(?)に候且追て御取立の時の たりに左の註釋あり。(世に限る) 知行の半徳は協相米加入被仰付候へは其 子念

四四四 五行目あたりより左の註釋あり。世子念 「再三口切」 「再三年切」世子念

「一、徒罪の者村預に被仰付候へば唇ば百目の過役は中 教喩を加へて善人に相成様に誘候事二百日は一年三百 年の内村方養ひにて長百姓より差別仕力役に召仕候で は一年半六百日は三年ご定め公役の間合は村方の日 に使ひ候て養の助に致し候事、 但徒罪は村にて否開

> 四四八 四四七 之て不相成候」 組仕候組へは御蔵を以御賞美有之度候尤只一度の光脈 は不意にも仕ものに候三度及先駈仕候は賞し候覺悟無 ō 一一行あたりに左の註釋あり。 「古領口なる」 「古質者なる」世子念 世子念

直にして物通りの御役目被仰付度候 當り候へば夫々高直に被仰付度候尤本知五割以上の高減には被仰付度且又内所務さ申儀は全百姓の隱田に相減には被仰付度且又内所務さ申儀は全百姓の隱田に相 て不宜も多く雑雄仕候へば開作高へ掛る御馳走米は学 へ共是は土地の持力にも造作入有之且高を好て物成至 一、當時開作高直りの者も本知同様御馳走米被仰付候

御

は打込み先官せきに相成候へ共役高極り候は当古法の 役高にて同様に支配被仰付度右は御川人奏者御目付等 にて頭向へ轉座被仰付候に差支無御座候」 如く同高の役は打込みて光官せきに候へば其人御差繰 一、諸役高相極候へば旅方渡銀も根知行の高下に不拘

四四九 九 「足石被下度」 「足石被下物成平等にして

仕候様に有之度」世子念 相應に家事を忘れ御奉公

「然は御裏向祭も」 「然は御家老の下に御用人 八人位有之前に相記候四

24

役地御側御裏等も」世子

四五二 五〇 ō 「魚飯にて」 行あたりに左の註釋あり。 「夫々當り前の當番は無飯にて」 世千念

四五三 被成候由夫よりは飛脚且眉役へ上召仕候方宜布相見候 屑役飛脚等相試有之三十巳上本務の足輕而巳の御奉公 仕候様有之度候豫州などには若き内には相撲御取らせ 間めの為古代より被召仕候儀哉さ相考候然ば若手の内 「一、足輕肩上の役に被召仕候は階級には無之其もの身 「美服は不相用」 「美服は 不相川足輕以下庶

人は堅くし世子念

存候」 旨に御座俠やたら偪下の檿品を用ひ候は却て君威を損 候晏子の一狐裘三十年さ申如く禮節を不失は前儉の木 定只其身相應にのみ被仰開候では覺悟そこ~と御座 し不節制の基に御座候節像ご申は此處に可有之儀と奉 一、惣て衣食住の制其緑に應じ覺悟相成候様に夫々品 二行月あたりに左の註釋あり。 世子念

四王四 一三 「勝手不見候」 「身勝手な不免」世子念

第十三卷 3 異本節儉格

> 四五七 Ξ 「困窮に重るも少からず候へ共」

かたく候」世 「困究にるも 0 舉くる戦

行目にあたり左の註釋あり。子念

子念 其を守るな専一の勤務と相心得候様に被仰付度候事し に安富と御座候へは郡方の役人常に此保息六の心を用 處にて一は若幼二は養老三は賬窮四は恤貧五に寬疾六 之法度號令のみを以下に臨み候ては民の父母たる仁政 徳に服し候ても素り 候様被仰聞民な視る事子の如く引て財本な固くし長く は遍不行屆候周禮司徒職の保息六を以萬民を養き有之 するロ國君の政事に候へ共其本は上禮譲威儀有て下其 一、國家の萬物は土地民力に生するものにて其用 小人は偷かにて其身を保し御恩無 を節

四五八 一〇行あたりに左の註釋あり。子念

「當時清朝の法に清大遍審さ申事有之五年に一度人力 政府の要令に御座候て土地人民の盤目に御座候此本な 至傍示な改め候て附取有之此兩條な以民力な量り候儀 くては善政は行れ不申候 度田土の廣狹肥瘠租税の厚滞一日に相見候様に夫々四 以改め年齢强柔器の長短力行の巧捌附取有之十年に一

四六〇 「此間案にては」 「此圓粲無之ては」世子念 「難相成」ク

三七七

二三八

五行に次の註釋わり。予念

四六

の二割増に に内檢地被仰付度候占令は三百六十步を一反にして今 にして本文の通り御支配被仰付度山畑等五割増の大格中下の田地は一割二割の延畝有之其餘の畝廣を御買上 「一、延畝御買上の儀上田は延畝無之ても事足り候へ共 六行目あたりより左の註釋あり。子念 相見候是か以内檢と被成候へは當時の重租

相應可化哉」

四六四六三 「仮を出口儀も」

「飯米な被下田地の破損は上より修理な被仰付候へば下 の物人は無之只租税計りの上納に候へ共夫にては國用 「米銀を出し被下候故田石掛り」 畝の沙汰は無之候」世

米銀を出被下候故田畠の破損方を始下の物入は無之然 ば田祖計りにては國用難辨候故國々石懸り」于念 難相濟石懸り」世

一三「古人此民間の」

间

同

庸調の法は」世

税を取候事無之故延畝欠封戸封田にて石高を以租「公法 に 御座候其上古は「飯を辨出侯儀も」子念

の前に世には左の一句あり。 「畢竟當時は年久敷拾地無之候故高德と現地の廣狹 肥瘠と符合不申基不廉直に御座候元來租税の古法 有之候故石懸りにては重租にて岢政は相當り候右

四六五 道理に無御座候事」子念

時其年切は被仰付候へば諸國同様の國役にじて重租の り御馳走口御兔被仰付此先御手條其外重き御例役有之 「一、庸調は古法の事に候へば永久に被仰付度然は石懸

古は小物成と號し鳥毛類なわ等相納來候所」世 を出させぬ仕法にさへ相成候へは庸調の實に相當可 にても其村々の産物を便利に任て納させ園用を足質錢 出現人差別に仕り調は布木綿其外なわむしろ炭澌の類 現人役目にして月に一人役其口口口口にて夫人手形を 候へ共當時困究の村方古法の如くは雛相成候へ共庸は 「且調の添物に は 炭鹽鐵糸或干魚の類をも出候古法に ī. 「古も調の添物とて: 「御本家領には今も・・・・古法に復し」 馬のくら等御調候へ共

四六六 「畢竟否所石代文よりの三ヶ條改口御所務相滅候御所帶 「若庸調再與被仰付候へば是父御本家領の如く」世 段役人共克服質致候」世 痛に可相成候御惠を以此度庸調の仕法被仰付候へば此難 ぬの 根元に相當り候へ 共急に古法に復し候はゞ民の 「兎角貧民・・・」此の前に次の一句あり。

事但在町ともに布一反を代六匁と定木綿紙炭薪莚なわ 「一、調布の儀は家別布一反之定土産を以其代り相納候 一三行目あたりに左の註釋あり。子念

手職薬物漁獵等の類にて現銀納メ無之様に村々心懸け 細引其外何にても 仕り候事右の處に櫨楮等相納候ても宜敷候何分 川鯛有合候村方より差出し追て木綿一反の割合 其處の上産を斬別六匁だけ の品取

く候 列相納候事、 一、御家人寺社並に下屋敷等有之ものは艫格植込置斬 但桑を植て糸を納め候へば循更によろし

力役二人を上ミす其次一人八分六分四分二分五等增役 二役現人不勤のものは夫手形買候て出し十二人を過る を以夫手形を出候事一簡人は二匁 候事右手形は下にて質買勝手次第にして年中一人前十 十歳迄力の强弱に應じ役目支配中付夫手形を以拂方仕 一、庸夫の義在町共に先月一人役と定め十五幾より六 のは資方仕候へば貧富なれ合族て下方痛み無之候但 一子弟手代中滅 一光し子百姓同前の事」子念 一職人は一匁五分

四六七 「其元に立入吟味無之」

「兩樣に可有御座候且又石二升五合は千七百石餘庸調は 伍法のとり宜候へば百姓身代の外にて上納相滑申候是 に入て御吟咏無之」世 古人の源仁應譯の及所入に(?)御考有之度候且又此元 二百五十二目位にて候へ共石圏り程には下の崩無之且

「何分其村方の人力に應じ・・・」(四六八頁三行迄)

の稼力相立さ相心得候へ共御上下の損毛に御座候」世 度百姓は素り御田地を荒し候は大事さのみ存候故惡田 其土地の天然に任て人力を背き物産を生ずる仕方有之 桑を植込蠶業を起し其外手職の儀皆皆地利を興す一術 不勘合なるも存なから作付仕り□□を申出候へば百姓 にて可有御座候地理經濟の本意は必耕作のみにも限ず 人少く土地多く水運の傾利宜からざる所紙漉は不口口 御代官方勸農の術に心を誑して地利經濟の手段を盡し 所も有之是築は其土池に依るの斟酌にて可有之候惣て 候はよいか様にも敦宛の仕置可有之候先は河内坂上等 可有之候土地によりては再易とて二年に一度作付仕る 相應候程宜敷田島を耕作仕り其餘は人力を省き候手段

四六八 Ξ 「禁じ候御代官・・・」(七行末迄)

一禁じ口外を口口ひ候仕方可有之候単に義倉社倉の仕法 春秋生土の神社に於て社倉の與行被差免神樂を奏し五 然を防ぐ一術有之度是又故なくしては難成候へば毎歳も子弟を損するは不得已悪潮に候へば世情に光邈て未 製成就人馬安全の祈禱被仰付此時其前前に制(?)の言 に走る事水の卑に就が如く嚴禁を以防難き勢有之良民 内に入」として別紙挿入し四六八第八行伍法の項全部 を缺き其代り次の一節あり。其全文に曰く を設けて民の利に走を防ぐ可き事肝要に候事、社倉法 常時博奕富賴母子等の禁有之候へきも人情の利

第十三卷 (四二五) 異本節儉收

此所様は家と人へ割る古法也」世 き□融倉に納置新穀登り候はゞ詰替仕り古穀は資拂其戸も一俵を不遠□詰ー斗として取集め來年の作に取緻 に國益を與し候事可有御座候、 代銀は良法を設け利超りに被付候て年を積り候はと大 下戸を九段に分粉を納候古法に候へ共多□には納難く 可申是皆上の利に無之全く其材所の覺悟に相成事に候 へば割相等は貧富應分の仕方可有之候古の義倉は上中 の終理且宛民扶助の料に仕り候はゞ義倉の古質にも叶 方に戯を建て毎歳詰替の圓米に仕り翌年詰替の節社頭 又此時春秋の作り初穗を訓納仕らせ是も社人へ不渡村 澤を毅り他の悪遊びの口禁候所も段々民心徹底可仕候 市立の如くに興行御発にて民勢を謝し玉はゞ萬民も其 民は年中苦労仕るものに候へば上よりも御祝被成て濁 ば六日と一日一社宛々神樂として春秋一下代一ケ所宛 なく挑出し取前より二割杯と出し其日の雑用並に村方 て一貫目に候へば其內五百目取二人ご申様に元方へ殘 此に社倉頼母子へ札入仕候籍ば匁百懸ならば干 有之候へば籾と夢と牛分苑私場に作り礁に(?)上々 か立伍法を開博変富類母子に入間敷旨堅く神明に約し 、酒にても数下一下代の生出五社ならば五日六社なら を辨へ候時は取前に當らずとても其益を蒙り又 但石懸り等へ口で無用 人にし

四六八 伍法の規定初に入るべき左の註あり。チ、

> に仕入被仰付候へば大に御利益に可相成候如今建本に 付切出し竹等も皆此所にて拂方被仰付何も差支無之様 外御拂木は浮役立合にて當分に代納申付候べりに被仰 い園ひにして板料角其外一類~~にて固慮込候で御用 の賦代之由に相聞候」子念 候はゞ足輕の駈代祭にも可相成候豫州などには口筒の ものより鐵砲改め仕り候樣被仰付相應に御心付被下置 候為庄屋所一組に五七人を限獵方のものに定置候て其 三行目あたりに左の註釋あり。子念 材木蔵は川西御蔵前へ番所を立植松の内に竹や 在中に鍵心勝手に放俠儀被為禁候て鳥獣の害を助 の内目附を兼て代官附の役人有之由是足輕

四七

四七二 て札入拂にては山光で御損失に相成候」子念 Ξ 「御用水・・・・・」の項

手営仕り餘材は他所資被仰付度候事」世、子、念、切出し之材木は材木職を立て御用木並に御家中入用 Hi. 「右山子は……」の項 0

间

「右定山子は一代切の御家人にして御中間の不足の時は 被召仕候へば御武備の一端にも相成候事」世、

「右の通り……」の項 (なし)。世

同

1-11 70 「偏り」世子念

同

若定數を越候年には御廳の代銀立に被仰付候時は入川 「前年より 用意仕らせ……」(四七二頁四行迄)

候事」此、 身にも見廻り候へば諸々谷々土砂出候處は砂留にても 申付水理治り田島を害せの様に常々心懸候樣被仰付度 も山方役人申付置候て毎々山富口等無忠申付析々自 材本は下にて手常仕り不足有之間敷候尤御代官 手元

四七三 Ŧi. 「右山畝割付……」の項

「右在々山割の仕法は在にて役人五人組立候て下積仕ら 法に銀々申渡候事」世 らせ清見仕候て若私曲有之候はゞ其村悉く割増仕候仕せ石盛申付候事、其上へ御代官御目付立會廻し驗地仕

「但萬一不直……」の項

右の通りに仕候へば綿密の験地に不及不直無之候既に 直無之仕法に相見候」世、 御本家領は田地の毛見にても廻して相湾候由是却て不

闹 「右山地子・・・・・」の項より四七四頁「右の外山仕 …」の項迄世顧稿本には全部なし。

四七四 「古今の變通無之古の直段に て御買取有之候で は時 成族では御利潤少く扨々難澁の儀に相見へ候で愚考仕 年來の困究にて容易に古に復しがたく高利に御買上被 御吟味も有之紙漉御念を被入候御物行には候へ共最早 候趨惣て諸色の直段さ申もの天下に通し時々の相場有 相場に外れ漑出し難端仕険も無餘儀近來は少々増銀の 一二「然るに古今變通・・・・・」の項より四七五頁末迄 ù

(四)七) 雜 異本節儉略

> 害追々相記候右上納の仕法左に」世 所資なる被差免候はと一事兩益の御仕段に可相成其利 は定徳に可相成其上は他所直段を以御買入有之父は他 之事易簡にして拔りも有之間敷候左候へば凡五千丸苧 格納に破仰付候へば追て下々に吟味仕り下にも利勘有 ては下の痛み又大かたならず候へば石畠方銀納の所を にて大きに御損失有之令更急に現相場を以上納仕り候 改有之候所畢竟當時島石代現米と較候て三ケーの上納 之一國一郡の治定に雖相成古より石代銀相場等時々

間七六 「但於下地……」の項

但代錢納にても楮苧受取可被差出候へ共是無據所の上 上ならでは代錢納相引受不相成候事」世

同 「但田方持の百姓・・・・」の項

但丸別一斗增四斗宛相渡候車に石持の百姓年買米糊米 平手を以差別相成候事」世、

以下一二行「楮上納……」一四行但書、 の項は世禎稿本には全部なし。 一五行 一苗代

四七七七 但書は世禎稿本には之を欠ぐ。 「此度格学・・・・・」四行「紙漉の者は ب 及

右の通定法相成其時々役人受合て無相遊池物仕らせ候 へば見取役人の外紙方楮方共に多人数の様に不及易簡 して費無之候華竟當時紙敬相減候も如古代役 「右の通り簡略の仕法・・・・」の項 八に遂

第三號 四四

最早取歸し雖相成今の米償にくらべ候はゝ島石高一萬大人の外仕候時の御定めにて常時に別合候では三ケーの員数に御座候故下には大きに利潤有之其課相辨候ものは、共元來育目に三石さ申御定め寬文の頃米償石に三十目 候世 の者は御上納にも追れ候故自ら勸農の一助にも 他所直段の御買入有之候へば出精の者は利益有之意り には楮も繁昌可仕候其上夏半納の運も無之又作り督等 氣か付候へはあぜぎしにても植込み相成ものにて追々 て作り物を出候は現錢よりは心安く殊に格なさは少く 所帶御難遊の根元に相當り候へば此等の趣得ご被仰聞 候はゞ下にも御無理さは存間敷候又素り百姓の手前に 五千石にても凡四千石位は毎年の御損毛に相當り是御 置候は、追々漉増可有之候尤當時の密夢十貫目が石代 にくらへ候へば凡三石五斗、?)の御馳走に相當り候へ 何も丸別の寳に常り上文彌受銀は夫だけ□□程と被下 出格方なとは新規の御吟味にて諸飯其外却で古事多 相考候是又丸別減し候て役人も減少無之ては不相躓

而して此本文に對したの註釋あり

「享保頃には出紙受高一萬于百十三丸餘□□七千二百三 目離用の銀等引の幾千四百五貫二百九十三分御利德上 十三丸餘御利銀二千九十一貫目の内六百八十六貫七百

第三號

四三

貫目程に相當る古今の御費用得失相見候學」世 賞と質元銀雜用凡五百五十三貫目餘さ相見御利銀三百 納さ相見候當時水五干丸□□三千丸にして代八百五十

四人 「遊逸遊蜍に日を消し」

「遊逸遊響にかへて宮國强兵の志には士風を損す 藝にかへて武門の用意を調るは富國强兵の志にして; 餞に無御座候或は風流文藝に日を消し」子、念、遊逸遊 …(以下同斷)」世 るさ

四八三 四行) 一三 「不繁昌にて・・・・國計の蓮に御座俠」、四八七頁

經濟の一術に候へば其得失委敷御詮議被成度候 「不繁昌の元に候況他商人などは導熕しく候へば交易の 度御事に候乍閣地利人力を瀧して生財の本を養候は父 らざれば難被行姦悪は煩雑に付込候ものに候へば返す 手かゝりにても上納方は難避多く相見候兎角法は簡な 利する本願にて納り銀は次第に減じ口事は煩敷相成永 久被行候儀無御座候溜造などの如種々御吟味も有之御 下より申出候御利益多くは書面は宜布候でも其實已を 手噤み候故入津不仕様に相成候簡買手換に相成候惣て も興利聚飲の沙汰園政を害する處得と御氣を被附

に御座候其外土地人力より出候御利益は鼠の御利益に 、候薬品総なからも皆交易相成天物を空く不仕御仕置 薬種座被立置で製薬をも仕候へば御領内にて落捨

飲する時は生財の本澗候て却て不經濟の至に御 座 候し する御仕置何程も可有之候上の御利益のみを逞しく楽 へは其物に態じ簡便の仕法を設けて下 を利し 上を益

四八三 の中程に入るべき左の註釋あり、子、 念

「國札通用の術は其場の質事盛に無之ては銀錢融通不仕 御座候哉こ恭存候元來人は陰陽往來の內に生育仕候も **嚴に創禁被仰付候はゝ銀錢融通の節策にて且は御家中** 於場合は剛替の步錢出人共所の賑に相成相應口錢も上入拂にして鹵札を以懸込被仰付候へば近幽迄も通用宜逸追々人付の模様を見合来穀を始先船荷物難捌品物札 相立可申候是陰欝を洩し陽氣を迎離民全活の御政事に **か始年中雨度の欝散敷有之候へば平生の質素も却て克** 候へは是則安宮の御仕置に御座候九此場合の外にては 只買賣の語でを専一にして諮客安心仕候樣御取扱有之 無之様可相成候然共法度煩敷候ては他商安心不得仕候 相成米穀は居なから元安の買込相成候故御濺へ戻り札り大に御國益且札の根銀も追ては下にて相貯候標に可 候ては塞に近國の要津に御座候へば於此所市立等被差 衰候故本文の如く連々の愚案相記候處近來浮湊被仰付 處是迄追々川に懸しく相成入津の便利不宜追々資事相 候殊に御領は入津の米石無之ては渡世不立行場相に候 へば此處別世界にして御領法に泥らず萬事級かにして

> 滞仕候政事を執行者は其國大小に應じ此心得無之ては 候米銀も融通仕候機無之ては人の血氣の如く國脈も疑 に沈み候故禮有 | 一行「賈手も買手も……節儉の實行相立不申候」|| 一行「賈手も買手も……節儉の實行相立不申候」|| 人民歸服不仕米銀も融通不仕儀ご御座候ご奉存候| に御座候故諸風の法合の れば必樂有之も全く 欝散の設けに御座 がは必樂者とも全く 野散の設けに御座

四八八八

「買手も賣手も克行屆き申候是算用より勘合さ申現證に(四八九頁一三行迄) 候」世 御座候況米錣の出納は至て重き御政事に御座候へば克 大グリに違無之候へば深き御吟味無之却て克く相グリ 行屆候を經濟の至功で可被成候算用事は右に申候樣に 候へは漸や積て御利益や與し候土地の御どりと勸農の ても皆封國の口上にて國計の木質殖衞に止る義に御座 々吟咏相談の上ならでは現物御藏山は不相成儀竹木さ

四九〇 「現事も皆眼前の事に候へば姦悪も調略可致間合は無之 候故罪に落る人も無之速に相だり」世 年中の會計は一の前に次の一句を挿入す。世

一三行目あたり左の註釋あり、子、念、

簡便に相成候ては綿密の潔白相顯れ不申樣に存入候人 相見候是全く因循着する人情殊に本文に申候様算用法 詮御職元内折合不申先は流倜の運ひを安んじ候心得に 一、此會計法の義は去る己の年以來毎度申立候へ共所

第十三卷

(四一九)

では事成不申候」子、念、

四九一 「分限に過候取扱有之候では却で心有ものは御家風 みを見透真の御耻辱に御座候」世 「衣服外飾立派……" " みに御座候」 の湯

「口と是のみ歎ヶ敷奉存候願くは是迄の出預り丈ケは假 华方御利徳に被成候へば開預りの根強く繁昌可仕候惣 て作事染始さは此等の處にて可有御座候」世、 口方御利銀に應じ御摺出しに被仰付板木は御納戸に時 々御巌納有之根銀半方気は御引替の御手當に残し置其 令御僧銀被成候でも丈夫に御貯有之自今は其手に紙方 Ħ 「終には斯御難澁…… 残法も弊無之候」

四九六 Ξ

「此外當然の利潤にて後の筈を生候儀何程哉可有御座候 御您分の制を御建被成候へば 理外の 御滅略出來可申 は賢哲の事跡で諸家の御辨合を以御領地の入りを量て 候然れば廻り遠き様相見候でも古法を被爲守其過不及 じ庸調は止て利を失ふ過不及の成行は皆後人本を正さ 己に私近來存知始め候事にても預りは盛にして害を生 時の間渡にて良法も却で害か招くに至可恐惧の至に

四九七 ō 「規則難相成…… …中道と申者に御座俠」(四九

第三號

一四四

所にて實事を離れ外外儀を償候持方取も直さず驕慢の 物行に御座候へ洪是攀宽身はらけと才智立より生する 情に御座候て却て吞州の魚を洩す事實有之候」世 は申にて可有之候當時は事強綿密なるた以肝要さ仕る 並て行安き法を設て永久連續仕るを天道に叶ふ正道と 從安く易簡にして天下の理得ミ申は人賢不肖となく押 所を以大業成就可仕候此故に易なれば知安く簡なれば 人心滯屈して事成就不住候へば法は易簡にして殿なる 俗に移り候様に御政扱肝要に候然共其法煩雑にては又 其規則を立就て無息の御勤方にて上行下守り儉素の風 八頁一〇行)

密に付き人手物入却て多く相応畢竟意みはらけ」子、念 七行目あたりに左の註釋あり。 「次第に身はらけ」「次第に事綿密に相成其綿 子,念

同

同

「一、周官に職内職厳の役有之如く勘定役の内年番に 克行れ申候」子、念、 候是又古今の良法にて記憶と書傳さ合體仕候ゆへ實事 通して出し方収締候様質事に徹底仕り諸連も速に御座 の拂方は當年の元方相勤候様に収締置候へば入方に流 て算用究相勤候へ共去年の元方當年の拂方を相勤去年

近〇三 一二行目あたり註釋あり。子、

光祖樋口忠左衛門さ申もの御手傳仕候由に相見候古代「一、右承應の御物當は淨性院操御前にて御取立有之私

五〇四 「米方御拂八千八百五十一石四斗殘三千七百三十六石一 三十三貫五百六匁銀百五十五貫七百九十八匁御藏入島 斗台米二萬九千八百廿九石一斗御遺殘り御覧米銀二百 の事に御座候故御役名は相見不中候」子念 三行目に入るべき左の註釋あり。世

十五タ御不足さ有之候」世 御佛方四百八十貫四百二十一匁にて差錢九十六貫七百

一二行に左の註釋あり。子念、

凡畠方六千石と見て四千石位は毎年御不足に當る」子「一、當時米相揚石に付通用錢百目內外大格凡二千石代 愈

五〇六 一〇行目に左の註釋あり。世、

法政にては減少の沙汰可有之候又御利益の出入等雖見「外に差別物内にて拂方八百石餘も相見候へ共是は御仕 候故除之」世い

五〇七 「外に差別物の内拂四十二貫九百八十八匁御仕法攺り候 上ならでは此方減少の残り相見へ難く候へ共外御利益 六行目に左の註釋あり。世

正〇 「此分當時預り納に候處自銀に相成」世 方の出入等口口故除之」世 三四行間に左の句を挿入しあり。世 一〇行に左の註釋あり。 于 念

第十三卷 (四二)) 雛 異本節儉略

> 臨時の御手當御利益に相當り候事」丁、念、 長仕り銀銭の步遣無之候へは諸向御遣増に相成不申 銀追《文上りの通用に被仰付候へば白銀と

五〇九 一三行より左の註釋あり。子、念、

「御舊記の儀御用所にては其日々々の記錄夜々入候ても 御手溶の事に御座候 候故路却紙袋へ相込置迫て御第用と一同に反古さら にて容易取しらべ上相成是御資用の上に間違も無覺束 相部置候得共御蔵元にては八ツ時切にて諸役所退散仕

御存ならずと奉存候 久御實意に信服仕候様に無之ては御家の御名望を失ひ の當り障りは無御座候兎角に信を失は四御取扱にて永 彼等し貧富は時の仕合に候へば貧な賑の御惠は富者へ 惣て銀主御取扱の儀賛富は時の盛衰に御座候へば り合次第にて利下御口等は無之て不相滑候へ共又

但し右来項は子には欠ぐ念にのみあり。仁惠久遠に及候御良政さな存候」子、念 と相成候はい少々宛なりとも御支配銀被仰付候は、御 然ば古代御用に立候もの共士孫若困窮至極仕無告の身

五 二 二 一〇行「文化十年酉正月二十八日」稿本には之を欠ぐ。

理水略頭初に左の註釋あり。世、子、 念

「此理水略の酸は去る丑の春御蔵元差出し候處其后麻里 布御築立相成向今津尾津等追々出來新川堀かも被仰付

第三號 四近

六行に入るべき左の註釋あり。 世、子、念

相成下他人(?)は家來を差遣し永代土着の形に申付全 樂器等か以御家人へ支配被仰付年貢は其主人に步展に 此四千三百の内 家調を定其内にて年貢主用等差引殘り上納仕候事」世、 、中間百姓と中に召仕候へば父祖代々名田同様にして を以類母子勘合にして新田御買上或は

五 二 〇 指摘して列撃したるものにして佝詳 以上對照比較する所は單にその主なるものを 劉形は顕倒し説明の符合を逸す。 細に漢字の

を考ふる時は各頁各行に亘り、 煩に堪えぬものである。 送假名助学の有無の如き、 殆んど擧ぐるの 一四六 些細なる異同

である。 樋口及井原兩氏に對し 終殆熱心に鞭撻指導の勞を執られし高橋教授弁 に異本の搜索に關して直接間接に助力を被りし を汚したるを謝し、併て此稿を草するに當り、 ける。 乾燥無味の文字を羅列して貴重なる誌面 は特に各異本の價値を批判することを避 深く其厚意を謝する次第

商 法 判 决 批

本辰 Z 助

社員の競業行為禁止の違反 ど除名

商法第六十條第一項の他の社員の承諾は

追認する以上 するものなれ の承 諸のみならず事後の承諾をも包含 は同條の競業禁止に違反する ば他の社員が事後に於て之を

のとす 判所の職權を以て判定すべき所に屬するも 出てたると將た過失の結果なるとを問はざ る義務を立るいるときとは其社員の惡意に 商法第七十 勿論なりと雖も其過失の程度如何は栽 條第五號の其他社員が重要な

ざるに止まる場合に於ては會社の為め社員 競業を禁止する理由消滅し社員をして會 と同種の營業を爲さし 外なさものと決したるも單に其手續を經 合名會社組織の會社が其目的たる營業を するの意思を以て工場を閉鎖し職工を し事實上營業を爲さず會社を解散する (武王四) むるも會社の利益

> 大審院第三民事部判決) を害することなきものとす (大正七年七月

たず而 之を抛棄したるものと解すべきなり 等に定めたる權利其他損害賠償の請求權等も亦 ず既に發生したる商法第六十條第二項第七十條 る以上は當該行為の繼續を承諾 ならず既に競業行為を為したる後に於ても他 社員が之に承諾を與ふるを得べきこと論を俟 の社員の承諾を得て競業行為を爲し得るの 一要旨の正當なること疑を容れず社員が豫 して此場合の承諾は別段の留保を爲さ たるのみなら 4

場合に限らるゝが如しと雖も必しも然らず第七 なる義務を盡さいるときは悪意又は過失に由る 除名の原因となるべき事由の一たる社員が重要 第二要旨も亦正當なりと雖も本判旨によれば とは故意過失を要件とせざること勿論に 『社員の出資ヲ爲スコト能ハサ N